

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和6年7月5日(2024.7.5)

【公開番号】特開2023-142420(P2023-142420A)

【公開日】令和5年10月5日(2023.10.5)

【年通号数】公開公報(特許)2023-188

【出願番号】特願2022-49330(P2022-49330)

【国際特許分類】

A 63 F 5/04 (2006.01)

10

A 63 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 63 F 5/04 601B

A 63 F 5/04 699

A 63 F 7/02 326Z

A 63 F 7/02 334

【手続補正書】

【提出日】令和6年6月27日(2024.6.27)

20

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

開口部を有する箱状に形成された本体部材と、

ヒンジ機構を用いて前記本体部材に対して開閉可能に取り付けられた扉部材と、

複数種類の部品が配置される第1面部と前記複数種類の部品のリード線が半田付けされる第2面部とを有する基板と、を備え、

30

前記基板の第1面部には、第1部品と、前記第1部品と同じ性能を有する第2部品と、前記第1部品とは異なる性能を有する第3部品とを含む複数種類の部品が実装され、

前記第1面部には、前記複数種類の部品を識別可能とするための識別情報が印刷されており、

前記本体部材の内面部または前記扉部材の裏面部に前記基板が設けられた状態において、前記識別情報は、左から右への向きに文字が並ぶ横書きの様で印刷されているか、または下から上への向きに文字が並ぶ横書きの様で前記第1面部に印刷されており、

前記第1部品はリード線1aとリード線1bを有し、

前記第2部品はリード線2aとリード線2bを有し、

前記第3部品はリード線3aとリード線3bを有し、

40

前記第1部品のリード線1aは前記基板のスルーホールに前記第1面部側から挿入され、前記第2面部から突出した前記リード線1aは、前記基板を所定の向きにした状態で前記第2面部を平面視したときに、前記リード線1aが前記第2面部から突出した位置と前記リード線1bが前記基板のスルーホールに前記第1面部側から挿入されて前記第2面部から突出した位置とを結んでなる所定の仮想線分1に対する角度がn1度であり、

前記第1部品のリード線1bは前記基板のスルーホールに前記第1面部側から挿入され、前記第2面部から突出した前記リード線1bは、前記所定の仮想線分1に対する角度がn2度であり、

前記第2部品のリード線2aは前記基板のスルーホールに前記第1面部側から挿入され、前記第2面部から突出した前記リード線2aは、前記基板を前記所定の向きにした状態で

50

前記第2面部を平面視したときに、前記リード線2aが前記第2面部から突出した位置と前記リード線2bが前記基板のスルーホールに前記第1面部側から挿入されて前記第2面部から突出した位置とを結んでなる所定の仮想線分2に対する角度がn3度であり、前記第2部品のリード線2bは前記基板のスルーホールに前記第1面部側から挿入され、前記第2面部から突出した前記リード線2bは、前記所定の仮想線分2に対する角度がn4度であり、

前記第3部品のリード線3aは前記基板のスルーホールに前記第1面部側から挿入され、前記第2面部から突出した前記リード線3aは、前記基板を前記所定の向きにした状態で前記第2面部を平面視したときに、前記リード線3aが前記第2面部から突出した位置と前記リード線3bが前記基板のスルーホールに前記第1面部側から挿入されて前記第2面部から突出した位置とを結んでなる所定の仮想線分3に対する角度がn5度であり、前記第3部品のリード線3bは前記基板のスルーホールに前記第1面部側から挿入され、前記第2面部から突出した前記リード線3bは、前記所定の仮想線分3に対する角度がn6度であり、

前記n1度と前記n3度は略同一の角度であり、

前記n2度と前記n4度は略同一の角度であり、

前記n1度と前記n5度は異なった角度であり、

前記n2度と前記n6度は異なった角度であることを特徴とする遊技機。

#### 【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

10

【補正対象項目名】0007

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本発明に係る遊技機は、開口部を有する箱状に形成された本体部材（例えば筐体）と、ヒンジ機構を用いて前記本体部材に対して開閉可能に取り付けられた扉部材（例えば前扉）と、複数種類の部品が配置される第1面部と前記複数種類の部品のリード線が半田付けされる第2面部とを有する基板と、を備え、前記基板の第1面部には、第1部品と、前記第1部品と同じ性能を有する第2部品と、前記第1部品とは異なる性能を有する第3部品とを含む複数種類の部品が実装され、前記第1面部には、前記複数種類の部品を識別可能とするための識別情報が印刷されており、前記本体部材の内面部または、前記扉部材の裏面に前記基板が設けられた状態において、前記識別情報は、左から右への向きに文字が並ぶ横書きの態様で印刷されているか、または下から上への向きに文字が並ぶ横書きの態様で前記第1面部に印刷されており、前記第1部品はリード線1aとリード線1bを有し、前記第2部品はリード線2aとリード線2bを有し、前記第3部品はリード線3aとリード線3bを有し、前記第1部品のリード線1aは前記基板のスルーホールに前記第1面部側から挿入され、前記第2面部から突出した前記リード線1aは、前記基板を所定の向きにした状態で前記第2面部を平面視したときに、前記リード線1aが前記第2面部から突出した位置と前記リード線1bが前記基板のスルーホールに前記第1面部側から挿入されて前記第2面部から突出した位置とを結んでなる所定の仮想線分1に対する角度がn1度であり、前記第1部品のリード線1bは前記基板のスルーホールに前記第1面部側から挿入され、前記第2面部から突出した前記リード線1bは、前記所定の仮想線分1に対する角度がn2度であり、前記第2部品のリード線2aは前記基板のスルーホールに前記第1面部側から挿入され、前記第2面部から突出した前記リード線2aは、前記基板を前記所定の向きにした状態で前記第2面部を平面視したときに、前記リード線2aが前記第2面部から突出した位置と前記リード線2bが前記基板のスルーホールに前記第1面部側から挿入されて前記第2面部から突出した位置とを結んでなる所定の仮想線分2に対する角度がn3度であり、前記第2部品のリード線2bは前記基板のスルーホールに前記第1面部側から挿入され、前記第2面部から突出した前記リード線2bは、前記所定の仮想線分2に対する角度がn4度であり、前記第3部品のリード線3aは前記基板のスルーホール

30

40

50

に前記第1面部側から挿入され、前記第2面部から突出した前記リード線3aは、前記基板を前記所定の向きにした状態で前記第2面部を平面視したときに、前記リード線3aが前記第2面部から突出した位置と前記リード線3bが前記基板のスルーホールに前記第1面部側から挿入されて前記第2面部から突出した位置とを結んでなる所定の仮想線分3に対する角度がn5度であり、前記第3部品のリード線3bは前記基板のスルーホールに前記第1面部側から挿入され、前記第2面部から突出した前記リード線3bは、前記所定の仮想線分3に対する角度がn6度であり、前記n1度と前記n3度は略同一の角度であり、前記n2度と前記n4度は略同一の角度であり、前記n1度と前記n5度は異なった角度であり、前記n2度と前記n6度は異なった角度であることを特徴とする。

10

20

30

40

50